

京都市交通局管理規程 2-10（京都市交通局事業所規程）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第19条に次の1項を加える。

2 営業所に出張所を置くことがある。

第21条第1項中「係長」の右に「，出張所に所長」を加え，同条第2項中「副所長」を「担当所長」に，「担当課長補佐」を「担当所長補佐」に改め，同条に次の1項を加える。

3 出張所に担当所長，担当所長補佐及び担当係長を置くことがある。

第21条の次に次の1条を加える。

（副所長）

第21条の2 営業所及び出張所に副所長を置くことがある。

第22条第3項中「担当課長補佐」を「担当所長，担当所長補佐」に改め，同項を同条第4項とし，同項の前に次の1項を加える。

3 担当所長，担当所長補佐及び担当係長は，副所長の職務を行うことができる。

第24条を次のように改める。

（代理）

第24条 所長に事故があるときは，副所長がその職務を代理し，副所長に事故があるときは，主管事務につき，所長補佐，担当所長補佐，係長又は担当係長がその職務を代理する。

第33条中「及び副所長」を削り，同条第2項中「所長補佐」の右に「，

担当所長補佐」を加える。

第34条第2項を削り、同条第3項中「所長補佐」の右に「、担当所長補佐」を加え、同項を同条第2項とする。

第36条第1項中「副所長」を「所長補佐、担当所長補佐、区長又は担当係長」に改め、同条第2項を削る。

第44条第2項中「副所長、担当課長、」を削り、「、担当課長補佐」を「及び担当所長補佐」に改める。

第45条第2項を削り、同条第3項中「担当課長、」を削り、「担当課長補佐」を「担当所長補佐」に改め、同項を同条第2項とする。

第46条中「、担当課長」を削り、「担当課長補佐」を「担当所長補佐」に改める。

第47条本文中「、担当課長」を削り、「担当課長補佐」を「担当所長補佐」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)